

## 厚木市火災予防条例の一部を改正する条例（案）について

### 1 趣旨

蓄電池設備について、脱炭素社会の実現に向け、更なる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに、材料・構造等の多様化が進んでいることから、令和5年5月31日に総務省消防庁から消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）が公布され、令和6年1月1日から施行することに伴い、厚木市火災予防条例の一部を改正するものです。

### 2 概要

現行の火災予防条例において蓄電池設備は、これまで主に開放型の鉛蓄電池を想定した内容となっていました。蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう所要の見直しをするものです。

また、固定燃料を使用する火気設備等の基準が見直されたことから、所要の基準の整備を行うものです。

### 3 主な改正内容

- (1) 蓄電池設備の規制対象に係る単位をアンペアアワー・セルから、蓄電池容量（キロワットアワー）を用いて区分するものとします。（第13条第1項関係）
- (2) 蓄電池容量が10キロワットアワー以下のもの及び蓄電池容量が10キロワットアワーを超え20キロワットアワー以下のもので出火防止処置が講じられたものは対象から除きます。（第13条第1項関係）
- (3) 開放型の鉛蓄電池を用いた蓄電池設備以外については、耐酸性の床等の上に設けなくてもよいこととし、各種蓄電池設備における共通的な転倒等防止処置の適正化を図ります。（第13条第1項関係）
- (4) 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止処置が講じられた筐体に収められたものとするれば、キュービクル式のものでなくてもよいこととします。（第13条第3項）
- (5) 延焼防止処置が講じられた蓄電池設備は、建築物からの離隔距離（3メートル以上）を取らなくてもよいこととします。（第13条第3項）
- (6) 蓄電池容量20キロワットアワー以下の蓄電池設備は届出を要しないこととします。（第44条関係）
- (7) 厚木市火災予防条例別表第1に、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとします。（別表第1関係）

#### **4 施行日**

令和6年1月1日

#### **5 経過措置**

- (1) この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている蓄電池設備のうち、新条例の規定に適合しないものについては、従前の例によることとします。
- (2) この条例の施行の際蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、現に設置されているもの及び規定の施行の日から起算して2年を経過するまでの間に設置されたもので、規定に適合しないものについては、当該規定を適用しないものとします。

#### **6 市民参加手続**

厚木市市民参加条例第6条第7項第3号(法令で実施基準を規定)に該当するため、実施しません。

## 1 蓄電池設備の基準（厚木市火災予防条例第 13 条関係）

### （1）蓄電池の規制対象となる蓄電容量について



鉛蓄電池(開放型)



ニッケル水素蓄電池



リチウムイオン蓄電池

【改正前の規制対象】  
4,800Ah・セル以上  
 （アンペアアワー・セル）



【改正後の規制対象】  
10kWhを超えるもの  
 （キロワットアワー）  
ただし、10kWhを超え20kWh以下の  
JIS等の規格適合のものは対象外とする。

#### 現行規定における主な蓄電池の電力量

電池種別	Ah・セル	電圧 (V)	電力量 (kWh)
鉛蓄電池	4,800	2	9.6
ニッケル水素蓄電池		1.2	5.76
リチウムイオン蓄電池		3.7	17.76

同じ 4,800Ah・セルでも種別によって電力量 (kWh) に差が生じている。

国際規格 IEC/TC120 の審議結果 → 電力貯蔵設備の潜在リスクは蓄電容量(kWh)の大きさで分類するべき。

#### 新たな蓄電池容量による規制の方向性

現行		
電力量	安全基準	消防届出
4800Ah・セル未満	消防法対象外	不要
4800Ah・セル以上	消防法	必要



改正案		
蓄電池容量	安全基準	消防届出
10kWh 以下	消防法対象外	不要
10kWh を超え 20kWh 以下	JIS等の規格	
20kWh を超えるもの	消防法	必要

## (2) 蓄電池の特徴に応じた規制の見直し

### 【現行規制の問題点】

現在の蓄電池の規制は、主に鉛蓄電池（開放型）を設置することを想定して策定されている。

現在普及が進んでいるリチウムイオン蓄電池等や、今後普及が見込まれる新たな種別の蓄電池設備にも対応可能な規定とするよう合理化を図る必要がある。

### 鉛蓄電池

開放型

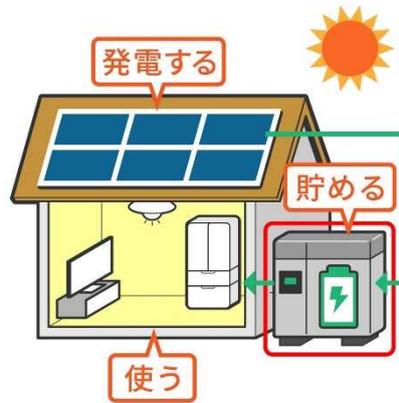
密閉型



### 主な蓄電池設備の設置例



家庭用蓄電池設備



【参考】家庭用蓄電池設備と太陽光発電設備の設置イメージ



電気室内の蓄電池設備



キュービクル式蓄電池設備

### 【キュービクル式とは】

キュービクルとは元々「立方体」を意味する「Cube（キューブ）」から派生した言葉で小屋、箱を意味しており、電気設備の「キュービクル式」とは、主に機器を金属製の箱内にコンパクトに納めた設備のことを言います。

また、「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式」とは、消防庁の通知に基づき、外箱の材料は鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、板厚は屋内で1.6mm、屋外で2.3mmとするなどの規定のほか、開口部や構造などに詳細な基準が定められています。

## 2 固体燃料を使用する火気設備等の基準（厚木市火災予防条例別表第1関係）



炭火焼き器

### 【改正前の規制】

対象火気設備等の離隔距離を定める条例別表第1の厨房設備の欄に「固体燃料を使用する厨房設備」の定めはなく、表中の「上記に分類されないもの」に分類していた。



### 【改正後の規制】

条例別表第1の厨房設備の欄に「固体燃料を使用する厨房設備」を新たに定め、規制することとする。



離隔基準を定めた別表第1の厨房設備に「炭火焼き器」の項目を追加する。

### 追加基準

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別					離隔基準（cm）				備考
					上方	側方	前方	後方	
厨房設備	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	100	50	50	50	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	80	30	—	30	

### 主な改正内容

・厚木市火災予防条例別表第1に、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとします。（別表第1関係）